

第2章 事務手続

1 申請に当たっての留意事項

- (1) 5ha以上の土地について開発事業等を行おうとする場合は、県が定める「土地利用に関する事前指導要綱」の適用を受けることとなります。

この場合は、総合政策部地域振興課土地利用調整班との事前協議が終了してから林地開発許可申請をしてください。

- (2) 一定規模以上の事業を実施する場合には、環境影響評価法（平成9年法律第81号）、栃木県環境影響評価条例（平成11年栃木県条第2号）に基づく手続が必要となります。

この場合は、国、環境森林政策課との手続が終了してから、林地開発許可申請をしてください。

- (3) 廃棄物処理施設の設置等をしようとする場合は、「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」に基づく事前協議が必要となります。

この場合は、資源循環推進課（各環境森林事務所及び環境管理事務所）との事前協議が終了してから林地開発許可申請をしてください。

- (4) 太陽光発電施設の設置をしようとする場合は、「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」に基づき市町に事業概要書の提出が必要となりますので、各市町との手続が終了してから林地開発許可申請をしてください。

ただし、設置を予定している市町において、太陽光発電施設を対象とした条例等を定めている場合は、同指針の適用はなく、当該市町の条例等が適用されますので、当該市町との必要な手続が終了してから林地開発許可申請をしてください。

- (5) 洪水調整池等の設計に関する事項については、放流河川等の管理者の同意が必要です。

- (6) 他の法令等の許認可等を必要とする場合は、許可書等の写し又は手続中であることを証する書類を、申請書に添付してください。

2 申請に必要な書類

申請に必要な書類は、下記のとおりですが、添付書類等があります。詳細は、P.34以降を確認してください。

- (1) 林地開発許可申請書（P.51）
- (2) 「開発行為に係る森林の位置図及び区域図」、「開発行為に関する計画書」、「開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類」及び「開発行為の施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類」（P.35～48）
- (3) 開発行為をしようとする区域の土地の所有者その他権限を有する者の同意書（P.61）

3 申請書類の規格等

- (1) 申請書等は、原則としてA4版の大きさとし、設計図書類は、屏風折りにしてください。
- (2) 設計図書類には、それぞれ見やすい場所に見出しを付け、番号、図書名、縮尺等を記載した図書目録を添付してください。また、断面図など同番号で2葉以上となる場合の図書は、枝番号を付けてください。
- (3) 図面には、方位、縮尺、凡例を記載してください。
- (4) 登記事項証明書等は、申請前3ヶ月以内のものを提出してください。

4 申請書類の提出

- (1) 申請書類は、開発行為をしようとする森林の区域を所管する環境森林事務所等に提出してください。
- (2) 申請書類は、2部に関係市町分を加えて提出してください。
(例えば、関係市町が1の場合、提出部数は合計3部となります。)

5 標準処理期間

申請書の処理期間（申請書が環境森林事務所等に到達した日から当該申請に対する処分を行うまでの日数）は、80日を標準とします。

なお、次に掲げる日数は、標準処理期間に含まれません。

- ・申請者が申請書類等を補正するために要する日数
- ・関係他法令との調整に要する日数
- ・栃木県の休日に関する条例（平成元年栃木県条例第2号）第2条に規定する休日の日数

6 許可後の手続について

- (1) 事業に着手したとき

許可を受けた開発行為に係る事業に着手したときは、「工事着手届出書」（様式第1号）を遅滞なく知事に提出してください。（P.52）

また、事業の期間中（開発行為の許可を受けた日から工事完了の日まで）は、開発する土地に通じる主要な道路の付近で、かつ、当該許可に係る工事現場・事業場の見やすい場所に、「林地開発許可済標識」（様式第2号）を掲示してください。（P.53）

なお、次の(2)に規定する開発計画の変更があった場合で、当該標識の内容に変更があった場合は、速やかに当該標識の記載内容を修正してください。

- (2) 開発計画の変更について

許可を受けた開発行為に関する計画を変更しようとするときは、「林地開発計画変更許可申請書」（様式第5号）を知事に提出し、許可を受けなければなりません。（P.56）

ただし、森林法施行細則（昭和50年栃木県規則第1号）第8条第1項各号に該当する場合には、これに関わらず、「林地開発計画変更届出書」（様式第6号）を知事に提出することとなります。（P.57）

いずれの場合においても、所管する環境森林事務所等に、提出する前にあらかじめ協議してください。

【森林法施行細則第8条第1項各号】

- (1) 開発行為に係る事業又は施設の名称の変更
- (2) 建築物等の概要図の変更
- (3) 開発行為に要する資金の額又はその調達方法の変更
- (4) 前3号に掲げるもののほか、森林の有する公益的機能を維持する上で支障がない軽微な変更として知事が定めるもの

【知事が定める軽微な変更】

細則第8条第1項第4号に規定する森林の有する公益的機能を維持する上で支障がない軽微な変更として知事が定めるものは、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 開発行為の目的の変更
- (2) 開発行為に係る森林の面積が、許可面積より1ヘクタールを超える増となる変更
- (3) 開発行為に係る森林の面積が、許可面積に対して10パーセントを超える増となる変更
- (4) 森林率又は残置森林率が、開発行為の許可基準等の運用について（令和4年11月15日付け4林整治第1188号）の別記4及び別記5に定められている割合よりも減となる変更
- (5) 調整池、えん堤、擁壁等の重要な防災施設の新設、廃止又はその構造の変更

なお、事前協議の対象となる開発行為に係る変更については、あらかじめ事前協議の所管課所に、必要となる手続を確認してください。

(3) 開発行為の一時中止又は廃止

開発事業者は、開発行為を一時中止又は廃止しようとするときは、災害の発生を防止するための措置を講じた後、「開発行為一時中止（廃止）届出書」（様式第8号）を知事に提出し、確認調査を受けなければなりません。（P.59）

確認調査の結果、防災施設等の措置が必要と判断したときは、具体的な是正の指示を行います。

(4) 地位の承継

開発行為に係る事業について、譲渡、相続、合併その他の理由により、開発事業者から開

発許可に係る地位の承継が行われたときは、速やかに「開発行為地位承継届出書」（様式第4号）を知事に提出してください。（P. 55）

(5) 災害の発生

開発行為中に災害が発生した場合は、直ちに必要な措置をとるとともに、速やかに「災害発生届出書」（様式第7号）を知事に提出しなければなりません。（P. 58）

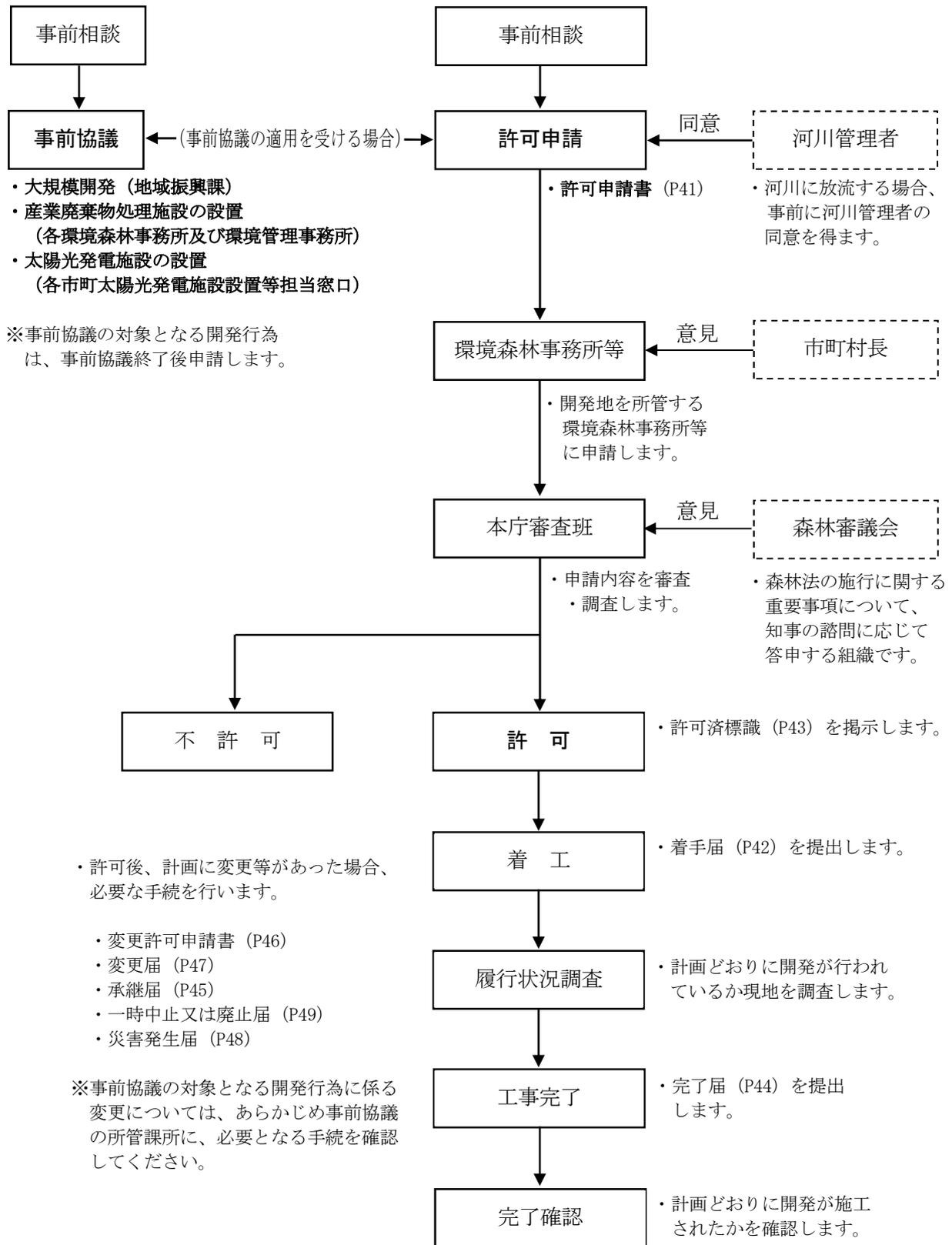
※ 災害とは、開発区域において土砂流出や出水などにより、開発区域の周辺に被害を及ぼすことをいいます。

(6) 開発行為が完了したとき

許可を受けた開発行為が完了したときは、遅滞なく、「工事完了届出書」（様式第3号）を知事に提出し、確認調査を受けなければなりません。（分割して確認調査を受けようとするときは、事前に分割の手続が必要です。）（P. 54）

この確認調査の結果、許可の内容に適合して完了していることを確認したときは、その旨を通知します。

〔参考〕 林地開発許可申請の流れ



※5ha未満の農用地造成に係るものは、環境森林事務所長(森林管理事務所長)の専決事務(許可)となります。